

No.	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	←	オオタカ	1
2	●	ミソゴイ	0
3	●	ヨタカ	4
4	←	ハイタカ	0
5	←	ヤマドリ	1
6	←	ツミ	2
7	●	ノスリ	1
8	●	ヤブサメ	6
9	●	トラツグミ	2
10	●	ホトギス	3
11	←	トビ	1
12	●	アカゲラ	1
13	●	アオゲラ	12
14	●	モズ	0
15	●	ウグイス	21
16	●	ミノサザイ	1
17	←	セグロセキレイ	1
18	←	イカル	12

--- : 事業区域  
--- : 調査範囲

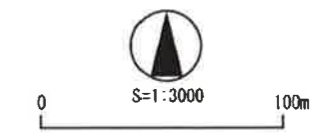


図 2-2-4-2

希少な鳥類の確認位置

3) 爬虫類・両生類

①爬虫類

現地調査は、事業区域及びその周辺 200m の範囲で実施した。

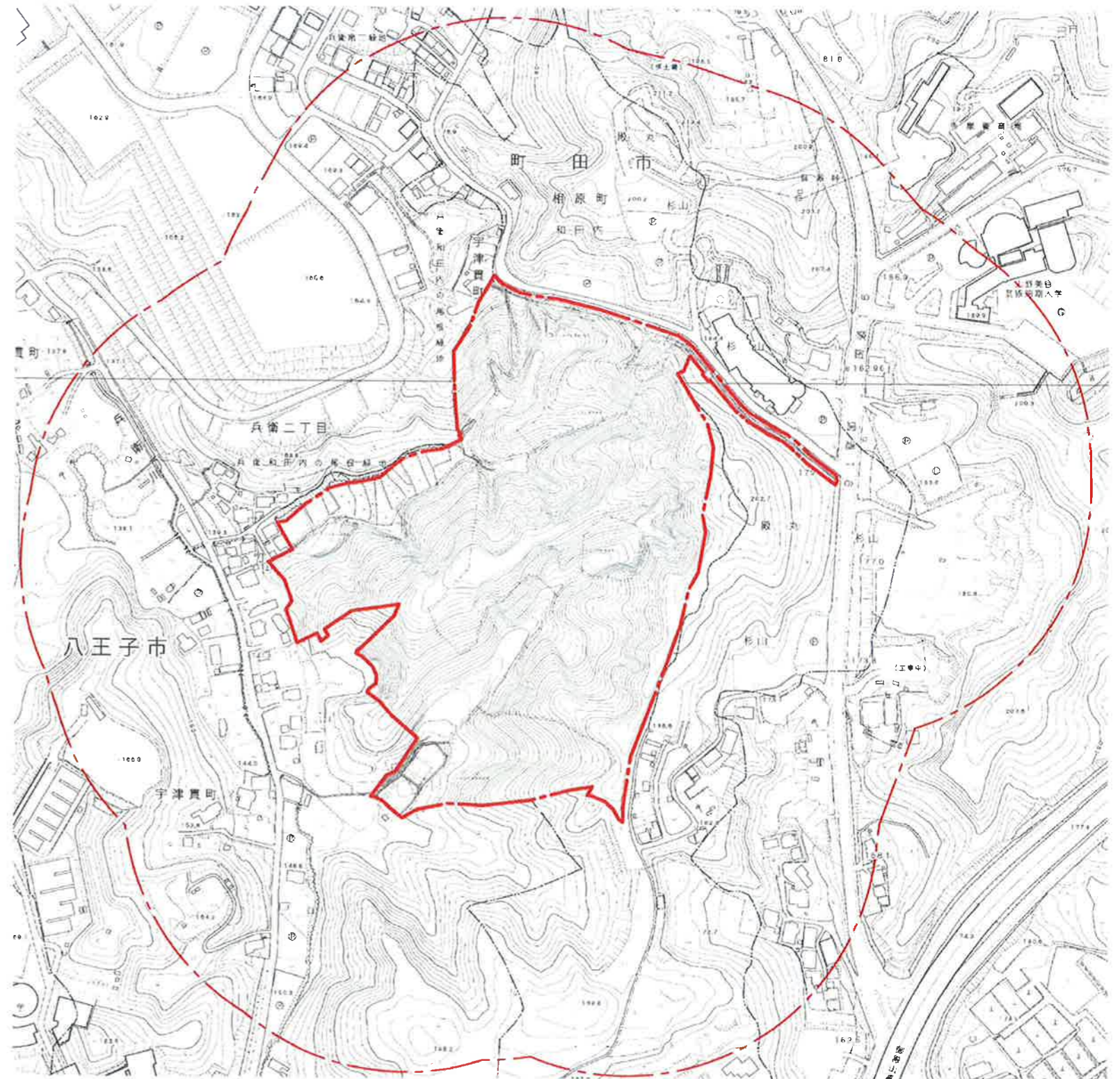
現地調査の結果、爬虫類 1 目 5 科 9 種が確認された。そのうち、希少な爬虫類は 9 種であった。爬虫類は平地から山地まで広く分布するアオダイショウやシマヘビ、水辺環境を好むヒバカリ等が確認された。

表 2-2-4-3 希少な爬虫類の確認状況

No.	種名	選定基準				確認場所 事業区域	
		①	②	③	④	内	外
1	ニホンヤモリ				*		●
2	ヒガシニホントカゲ				VU	●	●
3	ニホンカナヘビ				NT	●	●
4	ジムグリ				VU	●	●
5	アオダイショウ				NT		●
6	シマヘビ				NT	●	
7	ヒバカリ				NT		●
8	ヤマカガシ				VU	●	●
9	ニホンマムシ				CR+EN		●
合計	9種	0種	0種	0種	9種	5種	8種

・希少な種の選定基準

- ①=「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ②=「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③=「環境省レッドリスト 2019」における該当種
  - ④=「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種
- CR+EN=絶滅危惧 I 類 VU=絶滅危惧 II 類 NT=準絶滅危惧 \*=留意種



No.	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	●	ニホンヤモリ	0
2	●	ヒガシニホントカゲ	10
3	●	ニホンカナヘビ	2
4	●	ジムグリ	1
5	●	アオダイショウ	0
6	●	シマヘビ	2
7	●	ヒバカリ	0
8	●	ヤマカガシ	8
9	●	ニホンマムシ	0

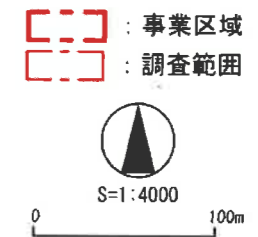


図 2-2-4-3 希少な爬虫類の確認位置

②両生類

現地調査は、事業区域及びその周辺 200m の範囲で実施した。

現地調査の結果、両生類 1 目 2 科 3 種が確認された。そのうち、希少な両生類は 2 種であった。

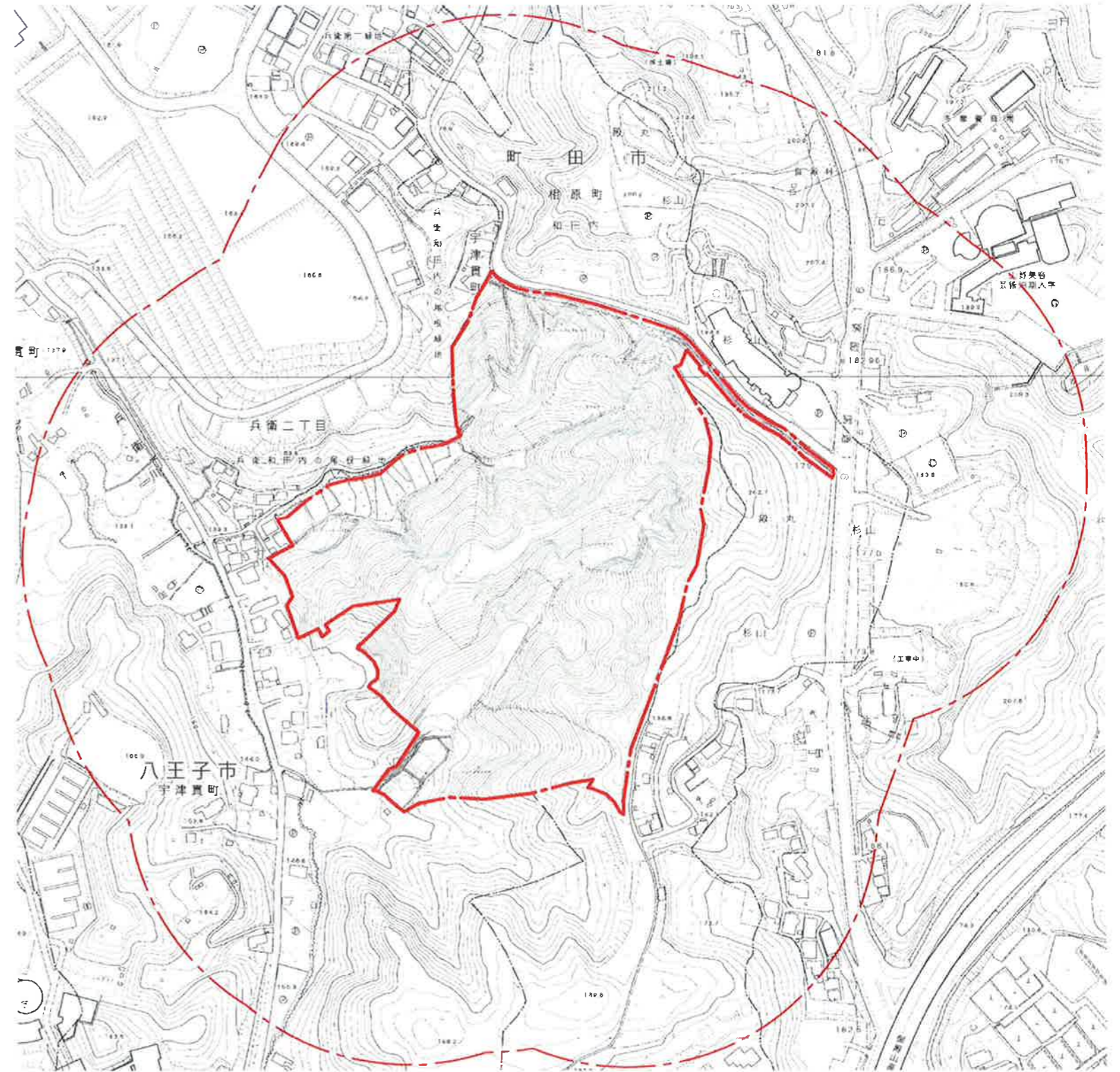
両生類は平地から山地まで広く分布するシュレーゲルアオガエルやヒキガエル等が確認された。

表 2-2-4-4 希少な両生類の確認状況

No.	種名	選定基準				確認場所	
		①	②	③	④	内	外
1	シュレーゲルアオガエル				VU	●	●
2	モリアオガエル				NT	●	
合計	2種	0種	0種	0種	2種	2種	1種

・希少な種の選定基準

- ①=「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ②=「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③=「環境省レッドリスト 2019」における該当種
  - ④=「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種
- VU=絶滅危惧Ⅱ類 NT=準絶滅危惧



No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	● ○	シュレーゲルアオガエル シュレーゲルアオガエル鳴き声	7
2	●	モリアオガエル鳴き声	3

--- : 事業区域  
— : 調査範囲



図 2-2-4-4 希少な両生類の確認位置

4) 昆虫類

①希少な種

現地調査は、事業区域及びその周辺 200m の範囲で実施した。

調査区域内で確認された昆虫類は 1037 種で、事業区域内では 668 種が確認された。

確認された昆虫類のうち、希少種に該当する種は 25 種あり、事業区域内では 14 種確認された。

確認された昆虫類は、総じて平地から丘陵地にかけて生息する種である。昆虫相は調査範囲の環境を反映し、ノコギリカミキリやトゲアリ等の樹林性種、ショウリョウバッタモドキやシロオビノメイガ等の草地性種、ヒメアカネやヤチスズ等の水辺～湿地性種等といった多様な環境に生息する種で構成されている。特に樹林～林縁部に生息する種が多く確認されており、良好な樹林環境の指標種とされるトワダオオカやオオイシアブなどの種も含まれている。

表 2-2-4-5 昆虫類の希少な種

番号	種名	選定基準					事業区域	
		①	②	③	④		内	外
					南多摩	本土部		
1	サラサヤンマ				EN	EN		●
2	ヤマサナエ				VU	EN	●	●
3	シオヤトンボ					NT	●	●
4	ヒメアカネ				NT	VU	●	●
5	クマスズムシ				DD	DD		●
6	キンヒバリ					DD	●	
7	ヤチスズ				DD	DD	●	●
8	ショウリョウバッタモドキ				VU	VU		●
9	クロセンプリ				DD	DD		●
10	ミカドガガンボ				*	*	●	●
11	トワダオオカ				*	*		●
12	オオイシアブ				*	*	●	●
13	ミドリバエ				*	*	●	●
14	ヒメトラハナムグリ				NT	NT	●	
15	ヘイケボタル				NT	NT	●	●

番号	種名	選定基準					事業区域	
		①	②	③	④		内	外
					南多摩	本土部		
16	ホタルカミキリ				NT	NT		●
17	キイロトラカミキリ					NT		●
18	ツマグロハナカミキリ					NT	●	●
19	ノコギリカミキリ					NT	●	●
20	ハッカハムシ				DD	DD		●
21	トサヤドリキバチ			DD			●	●
22	トゲアリ			VU				●
23	モンスズメバチ			DD			●	
24	フタモンクモバチ※1			NT				●
25	ニトベギングチ			DD				●
合計	25種	0種	0種	5種	15種	20種	14種	22種

・希少な種の選定基準

①=「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物

②=「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種

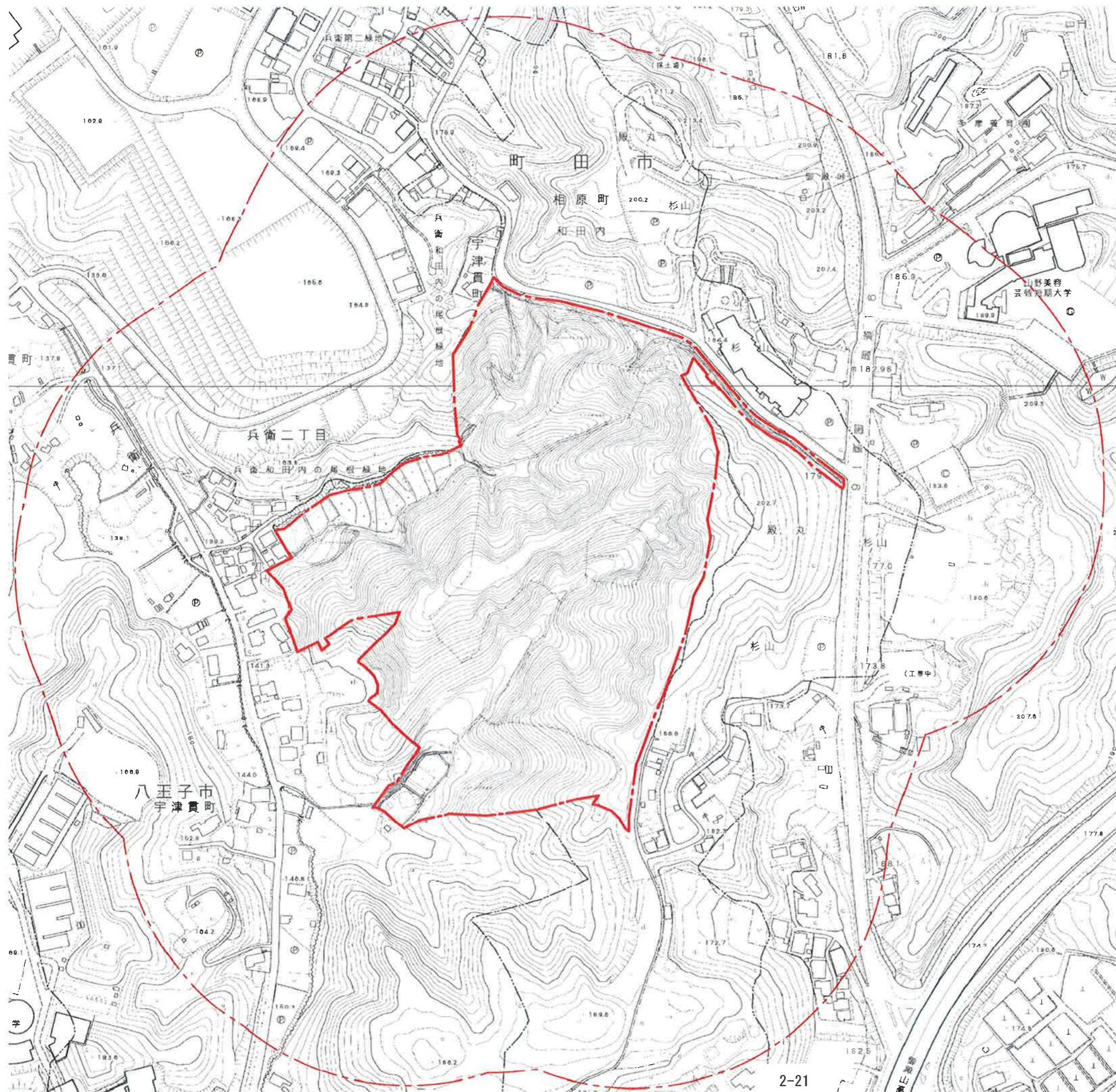
③=「環境省レッドリスト 2019」における該当種

④=「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土地域の該当種

EN=絶滅危惧 I B 類 VU=絶滅危惧 II 類 NT=準絶滅危惧 DD=情報不足

\*=留意種

※1 フタモンクモバチについて、「環境省レッドリスト 2019」にフタモンベッコウと記載されているが、科名及び種名が変更したため変更後の種名で表記した。



No.	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	●	トゲアリ	0
2	●	フタモンクモバチ	0
3	●	トサヤドリキバチ	1
4	●	モンスズメバチ	3
5	●	ニトベギングチ	0
6	●	サラサヤンマ	0
7	●	ヤマサナエ	3
8	●	ショウリョウバッタモドキ	0
9	●	ヒメアカネ	3
10	●	ヒメトラハナムグリ	4
11	○	ヘイケボタル	135
12	○	ホタルカミキリ	0
13	●	シオヤトンボ	15
14	■	キイロトラカミキリ	0
15	■	ツマグロハナカミキリ	1
16	■	ノコギリカミキリ	2
17	■	クマスズムシ	0
18	■	ヤチスズ	3
19	■	クロセンプリ	0
20	■	ハッカハムシ	0
21	■	キンヒバリ	1
22	■	ミカドガガンボ	5
23	■	トワダオオカ	0
24	■	オオイシアブ	1
25	■	ミドリバエ	3

: 事業区域  
 : 調査範囲



S=1:3000  
0 100m

図 2-2-4-5  
希少な昆虫類の確認位置

②ホタル類

ヘイケボタル及びゲンジボタルの確認を目的に実施したホタル類調査の結果、事業区域内外でヘイケボタル及びゲンジボタルの生息が確認された。確認位置を図 2-2-4-6 に示す。

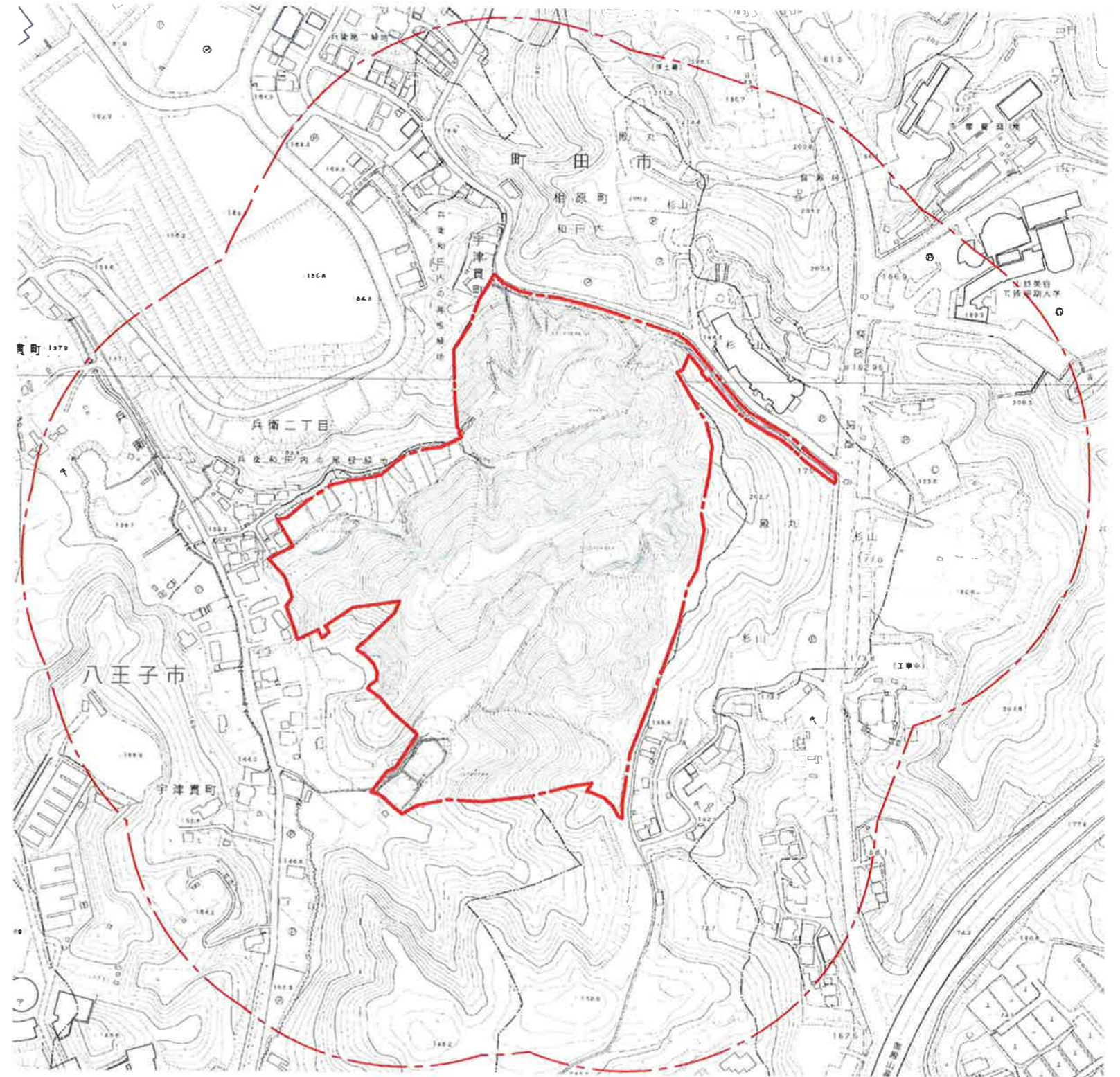
ヘイケボタルは事業区域内北西側の水田で多数確認された他、事業区域南西側の境界付近を流れる民家前の水路周辺で 6 個体確認され、合計で 73 個体確認された。

ゲンジボタルはヘイケボタルが確認された水田や民家前の水路、及びその周辺の樹林内や水路において、合計 54 個体確認された。

表 2-2-4-6 ホタル類の確認状況

確認種	5月28日		6月4日		6月11日		6月18日		6月29日		7月10日		延べ確認個体数	
	事業区域		事業区域		事業区域		事業区域		事業区域		事業区域		事業区域	
	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外	内	外
ヘイケボタル			20		16		18		10	3	6		70	3
ゲンジボタル	2						8	5	34	2	3		47	7
合計	2		20		16		26	5	44	5	9		117	10

※表内の数字は個体数を示す。



No.	凡例	種名	事業区域内 確認個体数
1	●	ヘイケボタル	70
2	●	ゲンジボタル	47

--- : 事業区域  
--- : 調査範囲

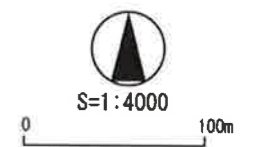


図 2-2-4-6 ホタル類の確認位置

5) クモ類

現地調査は、事業区域及びその周辺 200m の範囲で実施した。

調査区域内で確認されたクモ類は 112 種で、事業区域内では 57 種が確認された。

確認されたクモ類のうち、希少種に該当する種は 2 種あり、事業区域内からは 1 種が確認された。表 2-2-4-7 参照

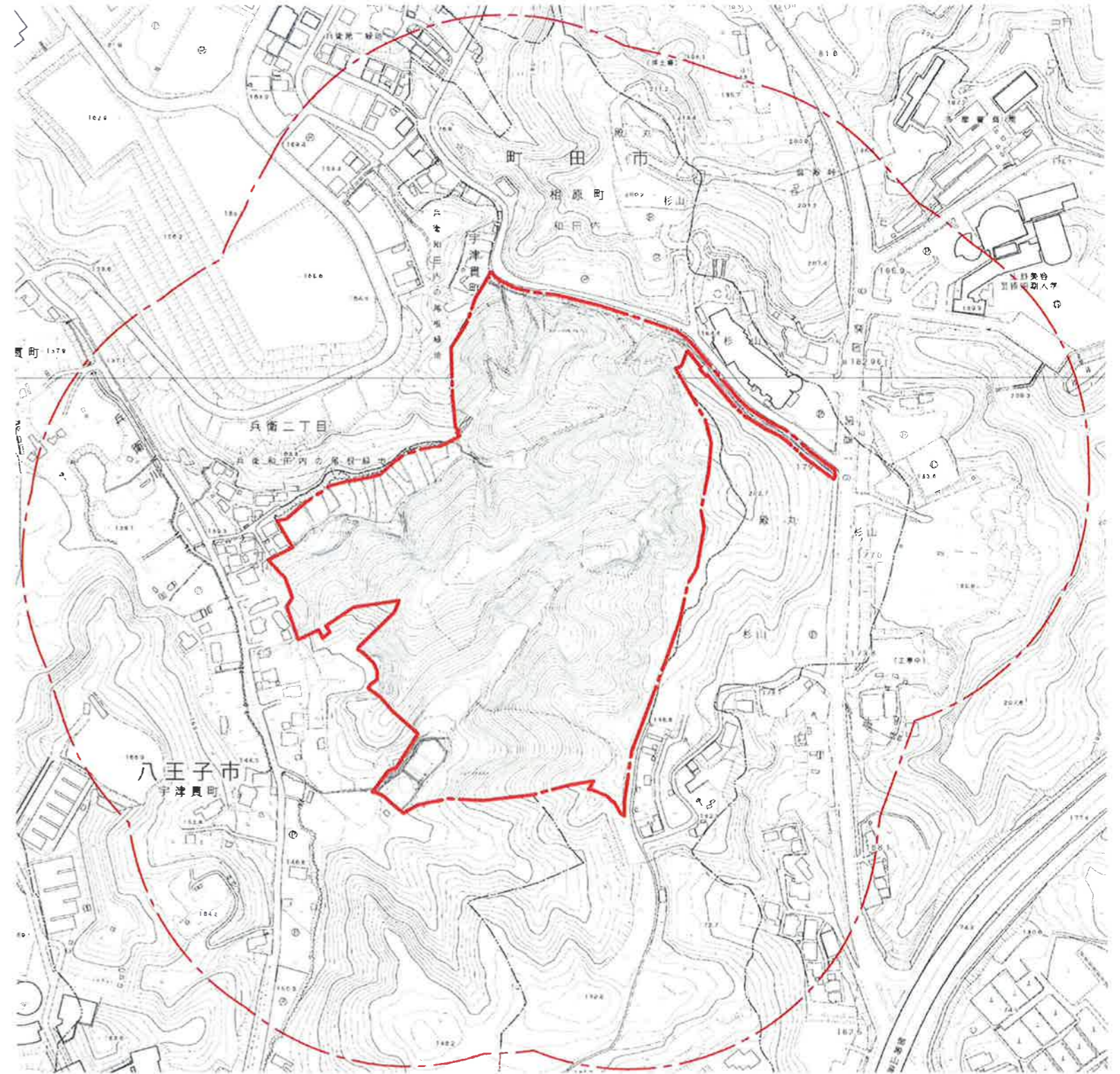
確認されたクモ類は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、樹林内を主な生息地とする種を多く含んでいる。クモ類相は調査範囲の環境を反映し、水辺・湿地性、草原性、落葉広葉樹林・針葉樹林の樹林性種で構成されている。事業区域内では広く落葉広葉樹林に覆われており、湿潤な環境が保たれ、樹林性種が多数確認された。事業区域外では南西側の谷間周辺において、比較的狭い範囲に湿地、落葉広葉樹林、針葉樹林、流水域が位置し、周辺区域の草地環境とも隣接するため、林縁部や草地、湿地に生息するクモ類が多く確認された。

表 2-2-4-7 クモ類の希少な種

No.	科名	種名	選定基準					事業区域	
			①	②	③	④		内	外
						南多摩	本土部		
1	トタテグモ科	キシノウエタテグモ			NT	NT	NT		●
2	アシダカグモ科	コアシダカグモ				NT	NT	●	●
合計	2科	2種	0種	0種	1種	2種	2種	1種	2種

・希少な種の選定基準

- ① = 「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ② = 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③ = 「環境省レッドリスト 2019」における該当種
  - ④ = 「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土地域の該当種
- NT = 準絶滅危惧



No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	キシノウエタテグモ	0
2	●	コアシダカグモ	6

--- : 事業区域  
 --- : 調査範囲



図 2-2-4-7 希少なクモ類の確認位置

6) 陸産貝類

現地調査は、事業区域及びその周辺 200m の範囲で実施した。

調査区域内で確認された陸産貝類は 32 種で、事業区域内では 16 種が確認された。

確認された陸産貝類のうち、希少種に該当する種は 2 種あり、事業区域内では 1 種が確認された。表 2-2-4-8 参照

確認された陸産貝類は平地から丘陵地にかけて生息する種が中心で、陸産貝類相は落葉広葉樹林・針葉樹林の樹林性種、人為的攪乱環境下でも生息する適応力の高い種で構成されている。事業区域内・外共に樹林内に散在する倒木や朽ち木下よりキヌビロウドマイマイ、ヤマナメクジ、ナミギセル等の樹林性種が確認された。

事業区域外では農業等の樹林管理によって生じた廃材下や塀などの人工物によってもたらされた湿潤な木陰から多くの種が確認されている。また、周辺の民家や農地周辺では、ブロックや人工物の物陰を利用する適応力の高い種が多く確認されている。

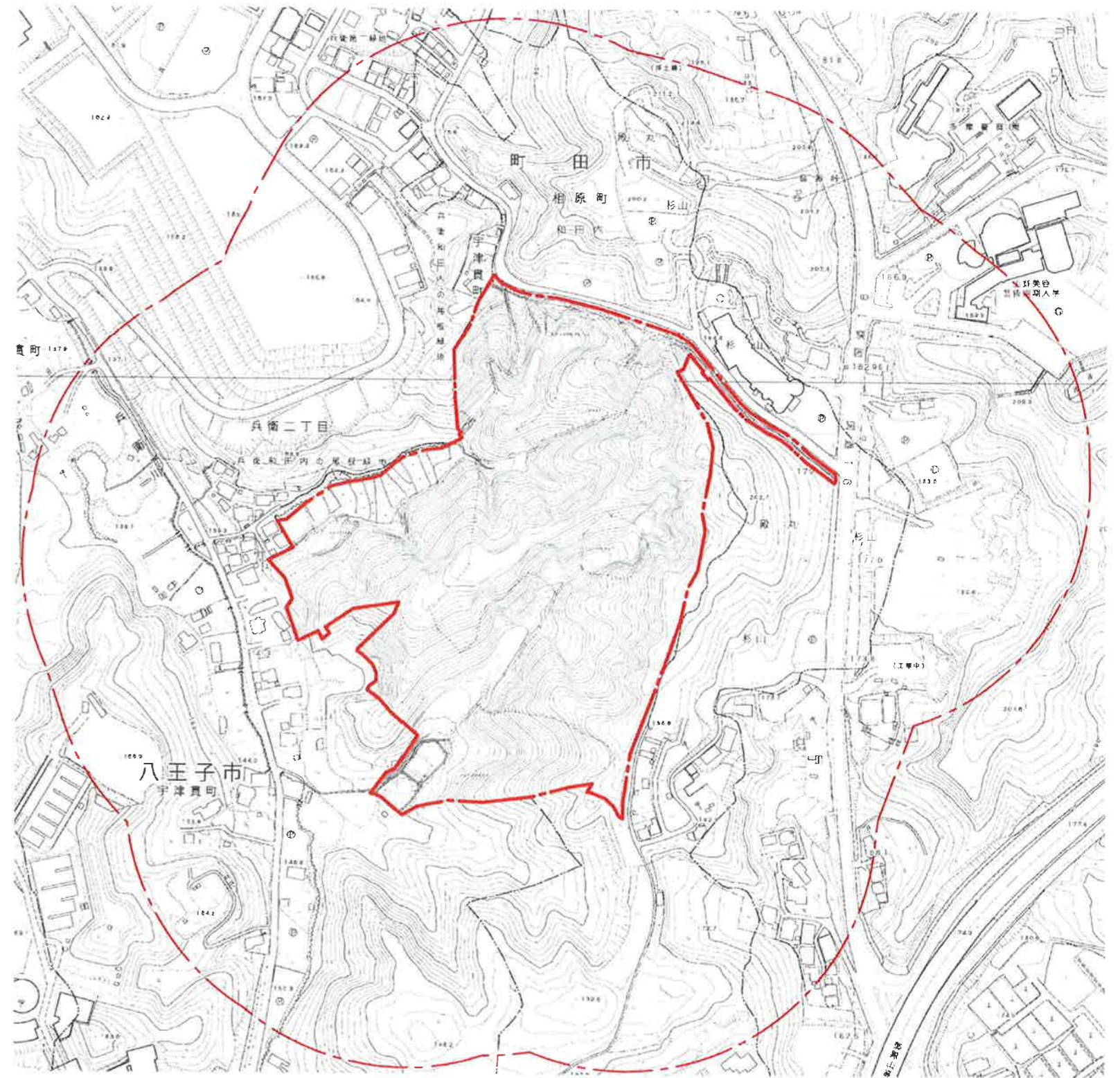
表 2-2-4-8 陸産貝類の希少な種

No.	種名	選定基準					事業区域	
		①	②	③	④		内	外
					南多摩	本土部		
1	オオウエキビ			DD	-	NT		●
2	キヌビロウドマイマイ ※1			NT	DD	DD	●	●
合計	2種	0種	0種	2種	1種	2種	1種	2種

※1: キヌビロウドマイマイは選定基準③の文献「環境省レッドリスト2019」においてカントウビロウドマイマイと亜種区分せずに扱われている。文献④の「レッドデータブック東京2013」においては、本種は「カントウビロウドマイマイ」としてキヌビロウドマイマイの独立した亜種として扱われているが、文献③におけるキヌビロウドマイマイに相当するものであることから、ここでは「カントウビロウドマイマイ」に当てられているカテゴリーをキヌビロウドマイマイのものとして扱った。

・希少な種の選定基準

- ①= 「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ②= 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③= 「環境省レッドリスト2019」における該当種
  - ④= 「レッドデータブック東京2013」における南多摩地域及び本土地域の該当種
- NT=準絶滅危惧、DD 情報不足、-: データなし



No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	キヌビロウドマイマイ	2
2	●	オオウエキビ	0

--- : 事業区域  
 --- : 調査範囲



図 2-2-4-8 希少な陸産貝類の確認位置



7) 水生生物

調査の結果、魚類はホトケドジョウの1種、底生動物は、94種が確認された。魚類は事業区域内外で確認された。底生動物 St.1 では65種、St.2 では54種 St.3 では73種確認された。

確認された種のうち、希少種に該当する種は、魚類はホトケドジョウの1種、底生動物はマメシジミ類の一種、サワガニ、ヤマサナエ、ヘイケボタルの4種で、事業区域内ではホトケドジョウ、マメシジミ類の一種、サワガニの3種であった。表 2-2-4-9・表 2-2-4-10 参照

表 2-2-4-9 魚類の希少な種

No.	種名	選定基準				事業区域	
		①	②	③	④	内	外
1	ホトケドジョウ			EN	VU	●	●
合計	1種	0種	0種	1種	1種	1種	1種

・希少な種の選定基準

- ①=「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ②=「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③=「環境省レッドリスト 2019」における該当種
  - ④=「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域の該当種
- EN=絶滅危惧ⅠB類 VU=絶滅危惧Ⅱ類

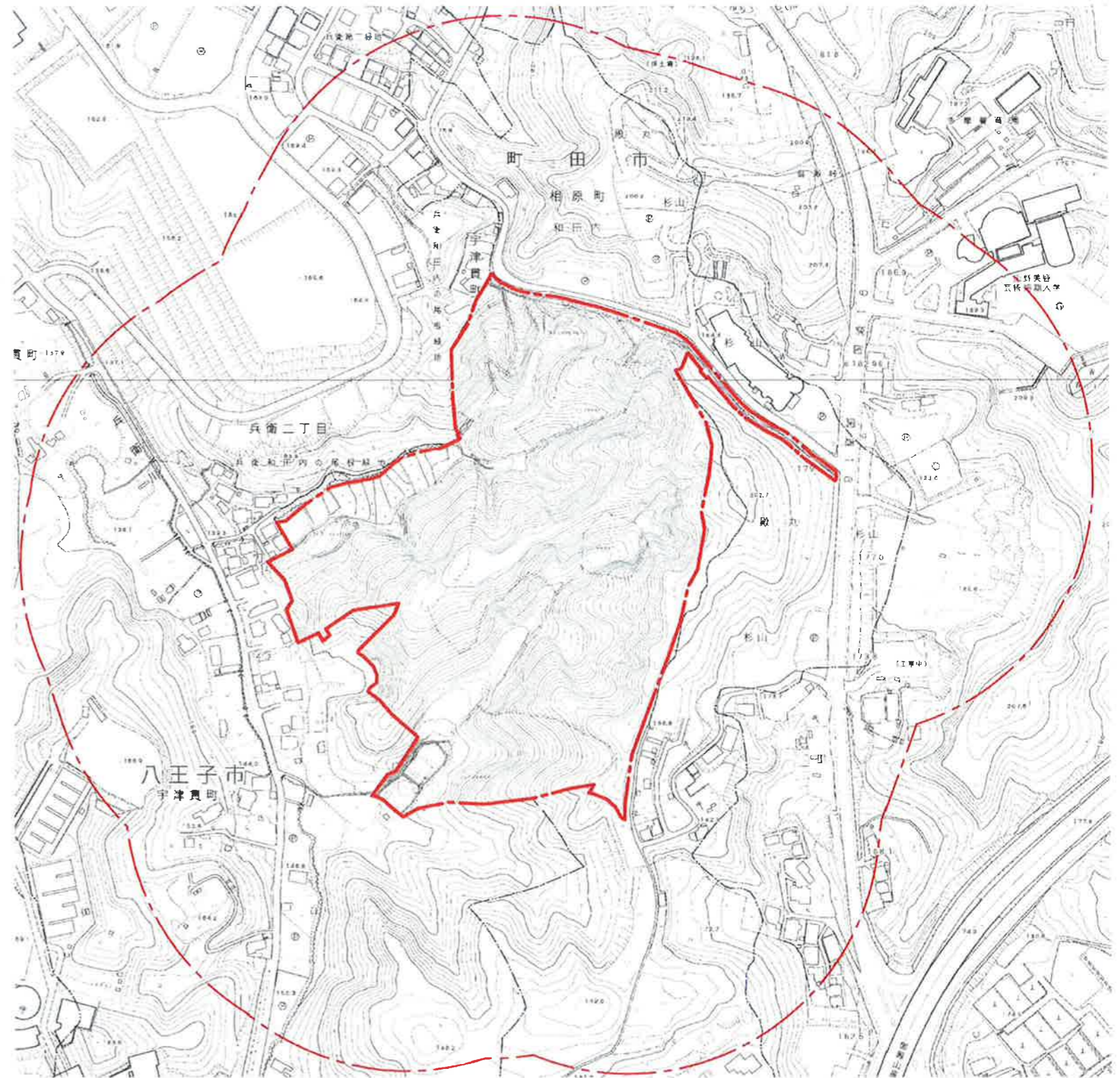
表 2-2-4-10 底生動物の希少な種

No.	種名	選定基準					事業区域	
		①	②	③	④※		内	外
					南多摩	本土部		
1	マメシジミ類の一種※1				DD	DD	●	●
2	サワガニ				*	*	●	●
3	ヤマサナエ				VU	EN		●
4	ヘイケボタル				NT	NT		●
合計	4種	0種	0種	0種	4種	4種	2種	4種

※1 マメシジミ類の一種について、「自然環境調査報告書」資料編「底生動物調査結果」では Pisidium属の一種としたが、「東京都レッドデータブック2013」に準拠し、マメシジミ類の一種とした。

・希少な種の選定基準

- ①=「文化財保護法」に基づく国の天然記念物・特別天然記念物
  - ②=「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」における国内希少野生動植物種
  - ③=「環境省レッドリスト 2019」における該当種
  - ④=「レッドデータブック東京 2013」における南多摩地域及び本土地域の該当種
- EN=絶滅危惧ⅠB類 VU=絶滅危惧Ⅱ類 NT=準絶滅危惧 DD=情報不足 \*=留意種



●魚類

No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	ホトケドジョウ	

●底生動物

No.	凡例	種名	事業区域内確認個体数
1	●	ヤマサナエ	
2	●	ヘイケボタル	
3	●	マメシジミ類の一種	
4	●	サワガニ	

--- : 事業区域  
--- : 調査範囲



図 2-2-4-9 希少な水生生物の確認位置

(5) 希少猛禽類

1) 調査目的・調査期間・調査方法

本事業に係わる希少猛禽類の調査は、文献や聞き取り等により、事業区域周辺において飛来情報や繁殖情報が得られた事から、事業区域を中心とした地域における、希少猛禽類の行動圏の内部構造や繁殖状況の把握を行う事を目的に実施した。

調査時期・調査方法・解析方法については、東京都環境局との協議に基づき、「猛禽類保護の進め方」(平成9年環境庁)に準拠した。

- 調査期間：平成27年2月～平成28年8月(2営巣期を含む約1.5年)
- 調査方法：定点調査・任意踏査・巣の直接観察等、現地調査を基本とした。

なお、繁殖状況については、調査期間後も継続して現在(令和元年8月)まで、現地調査で確認している。

2) 調査結果

①営巣場所

- ・事業区域内において希少猛禽類の営巣は確認されなかった。
- ・事業区域周辺において、1.5km範囲内で1箇所(A地区)、1.6から1.7km範囲で2箇所(B地区・C地区)の合計3箇所が営巣が確認された。
- ・A地区においては平成27年に営巣が確認され、幼鳥の独立分散まで確認されたが、平成28年は抱卵まで確認されたが、アライグマによる営巣妨害のため途中放棄し、その後現在に至るまで営巣の確認はない。
- ・B地区は平成27年には成鳥の飛来状況は確認されたが営巣は確認されず、翌年から2年間連続して営巣が確認されいずれの年も成功している。その後は現在に至るまで2年間営巣は確認されていない。
- ・C地区は平成27年には営巣は確認されなかったが、平成28年以降は4年間連続して営巣が確認され、いずれの年も成功している。

表 2-2-5-1 事業区域周辺における希少猛禽類の営巣状況

調査年	A地区 (約1.2km)	B地区 (約1.7km)	C地区 (約1.6km)
平成27年	幼鳥独立分散	繁殖動向なし	繁殖動向なし
平成28年	営巣はあったが失敗	幼鳥独立分散	幼鳥独立分散
平成29年	繁殖動向なし	幼鳥独立分散	幼鳥独立分散
平成30年	繁殖動向なし	繁殖動向なし	幼鳥独立分散
平成31及び令和元年	繁殖動向なし	繁殖動向なし	幼鳥独立分散

■：繁殖に成功した年と巣(地区)

②繁殖期における出現状況

定点調査の手法に基づいた行動圏調査のうち、繁殖期における確認状況について出現回数を整理した。

表 2-2-5-2 平成27年繁殖期・出現状況

年齢	性別	平成27年						合計
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	
成鳥	雄	9	6	3	6	11	2	37
	雌	9	4	0	0	0	4	17
	不明	5	2	0	0	0	0	7
若鳥	雄	0	0	0	0	0	0	0
	雌	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0
幼鳥	雄	0	0	0	0	0	0	0
	雌	0	0	0	0	0	2	2
	不明	0	0	0	0	1	7	8
不明	雄	1	0	0	0	0	0	1
	雌	1	0	0	0	0	0	1
	不明	14	5	3	2	5	0	29
合計		39	16	7	8	17	15	102

表 2-2-5-3 平成28年繁殖期・出現状況

年齢	性別	平成28年								合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
成鳥	雄	8	5	7	13	5	1	4	4	47
	雌	2	5	5	3	0	0	2	0	17
	不明	0	2	0	0	0	0	0	0	2
若鳥	雄	6	2	0	0	0	0	0	0	8
	雌	0	0	0	1	0	0	0	2	3
	不明	2	0	0	0	0	0	0	0	2
幼鳥	雄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	雌	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	4	7	11
不明	雄	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	雌	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	2	1	0	4	8	4	6	0	25
合計		20	16	12	21	13	5	16	13	116

③営巣中心域

- ・営巣の実績がある A～C 地区の 3 つの巣全ての営巣中心域について、巣立ち幼鳥の行動域に基づき解析を行った。
- ・解析の結果、全ての巣において、巣を中心に半径 400～500m 程度の範囲であり、事業区域及び事業区域と連続する緑地等は含まれなかった。

④高利用域

- ・定点調査の手法に基づいた行動圏調査による出現記録を全て利用してメッシュ解析をした。
- ・事業区域における高利用域の分布状況は、平成 27 年は含まれておらず、平成 28 年は事業区域の北側一部が高利用域メッシュの縁に含まれたが、実際の出現記録は事業区域から 150m 程度離れた場所で 2 回、事業区域北東側の一部を通過する行動が含まれる記録が 1 回の合計 3 回の記録であった。

⑤希少猛禽類による事業区域の利用状況

- ・調査の結果から、利用頻度は少ないが一部が高利用域に含まれており、採餌場所の一つとして利用していると考えられる。
- ・希少猛禽類の採餌場所として適していると考えられる環境は、草地等の開けた環境であることが知られているが、事業区域内には現況では、草地環境は極めて少なく、そのため利用頻度も低いと考えられる。以降の保全計画においては、採餌場所となる草地環境等が求められる環境整備と考えられた。

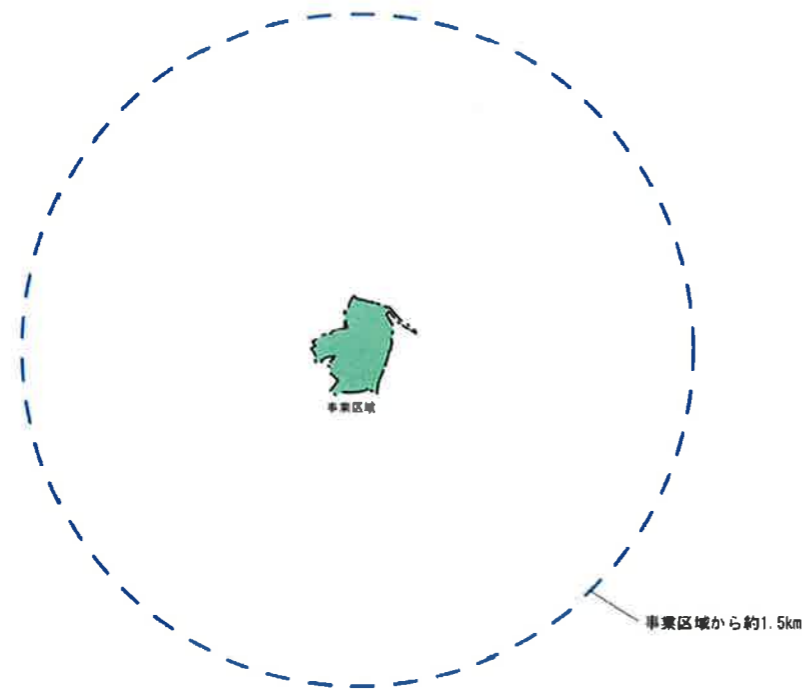
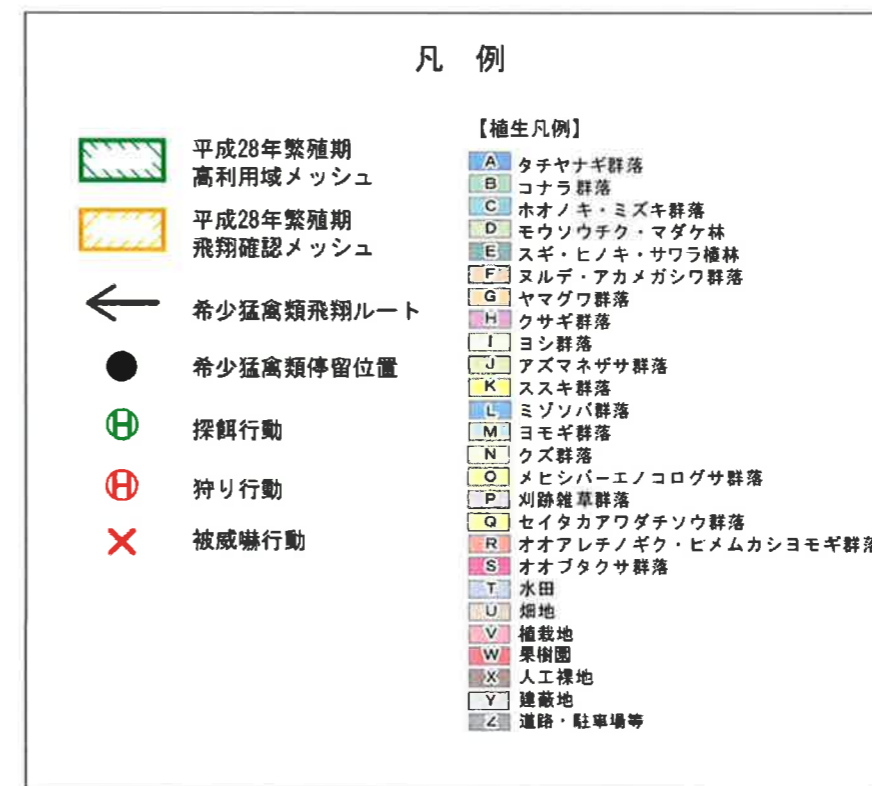


図 2-2-5-1 希少猛禽類営巣位置イメージ図



: 事業区域  
 : 調査範囲

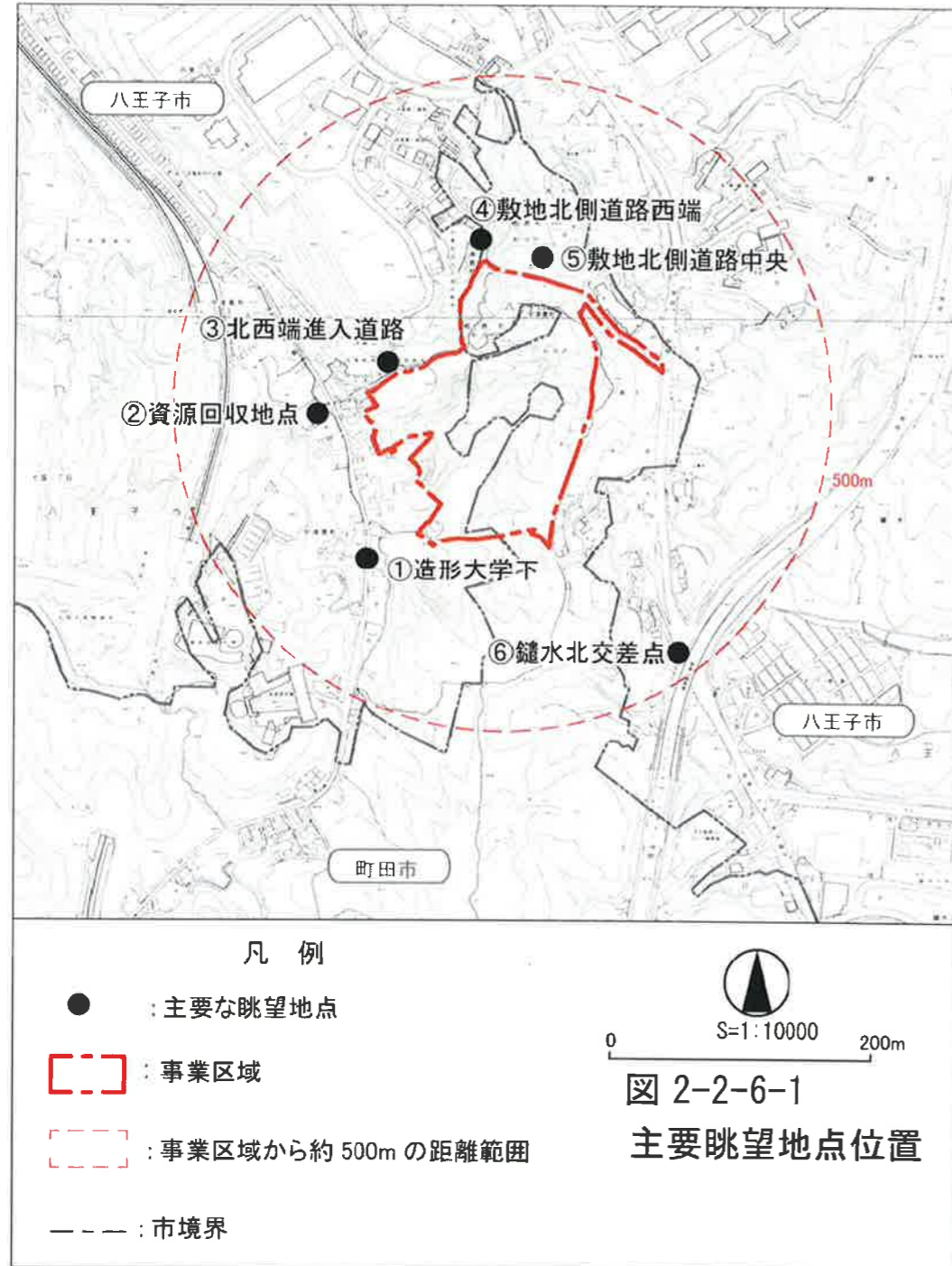


図 2-2-5-2 希少猛禽類高利用域重ね図

(6) 景観

1) 景観資源の分布

事業区域は八王子市南部から町田市北部にかけて位置しており、両市の境界にまたがっている。事業区域付近は、その西側を南北に通るJR横浜線、兵衛川付近を谷底とする南北方向の谷状の地形である。その谷の東側斜面に位置することから、一般的に、東側が高く西側が低い傾斜面であり、西側から小さな谷が入る箇所がある。事業区域は全般に山林であり、クヌギ林、スギ・ヒノキ植林、竹林等に覆われている。



2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化状況

地点①：造形大学下

地点①は、事業区域近くの南西側、東京造形大学キャンパス入り口近くにある教職員駐車場付近の道路上である。

左右手前の樹林(事業区域外)に挟まれた奥に、事業区域が一部見えている。冬期は手前の樹林の落葉樹が葉を落としているが、事業区域の見える範囲は特に変わらない。

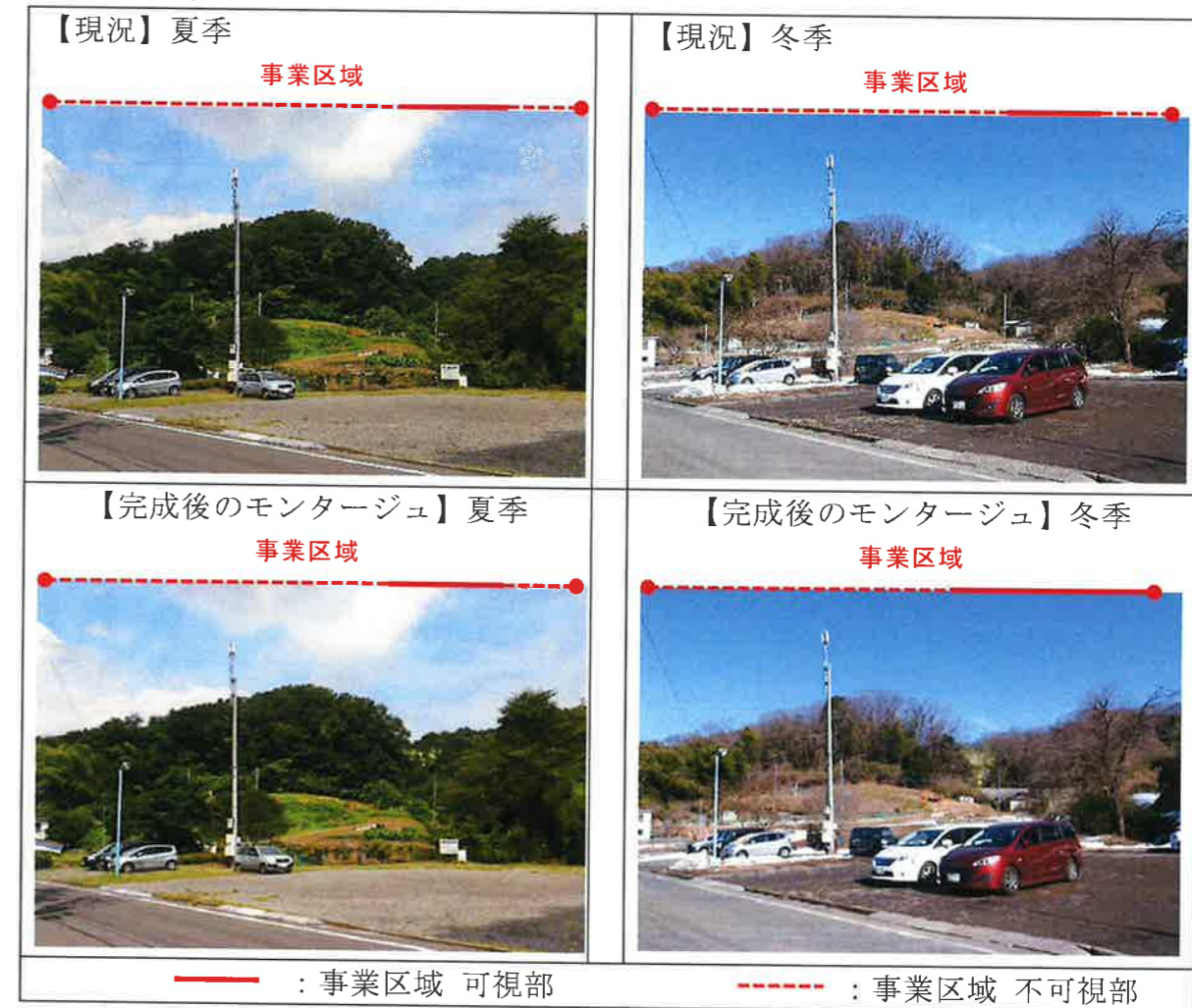


写真 2-2-6-1 地点①から事業区域への眺望

**地点②：資源回収地点**

地点②は、事業区域の北西端に近い道路上で、事業区域方向へ谷戸沿いに進入する道路の分岐点付近。地域の資源回収地点脇である。

沿道の住宅の後ろ、および住宅背後の斜面林のさらに後ろに、事業区域の樹林の上部が、少しのぞいている。冬季には手前の落葉樹も葉を落としているが、事業区域の見え方に関しては、季節による変化は特にない。



写真 2-2-6-2 地点②から事業区域への眺望

**地点③：北西端進入道路**

地点③は事業区域の北西端付近で、地点②から事業区域方向へ谷戸沿いに道路を入っていったところである。

道路の奥、正面から右側が事業区域だが、左側樹林のせり出しや右側の竹林に遮られ、少し見えづらくなっている。冬期は手前左側樹林の落葉樹は葉を落とし、また道路の路肩や法面に繁っていた草本類は見られないが、事業区域の見え方に大きな変化はない。



写真 2-2-6-3 地点③から事業区域への眺望

**地点④：敷地北側道路西**

事業区域北側の道路は、事業区域の一部に接している。地点④は、その接する範囲の西端部であり、道路がほぼ直角に曲がった箇所、事業区域の接道箇所付近を見ることができる。

冬季には落葉樹が葉を落とし、路肩や法面等の草本類も姿を消しているが、そのほかは春季～秋季調査時と見え方に変わりはない。なお、現在は道路沿いにゴミ投棄防止用ネットが張られている。



写真 2-2-6-4 地点④から事業区域への眺望

**地点⑤：敷地北側道路中央**

地点⑤は、事業区域北側の道路に沿って地点⑤から東側へ70～80m移動した地点である。

北側の道路は事業区域境界にほぼ接しており、事業区域の接道箇所付近を見ることができる。事業区域は道路から下り勾配の斜面で、奥は樹林に覆われており、全体を把握することはできない。冬季には落葉樹は葉を落とし、路肩や法面等の草本類も姿を消しているが、そのほかは春季～秋季調査時と見え方に変わりはない。なお、現在は道路沿いにゴミ投棄防止用ネットが張られている。

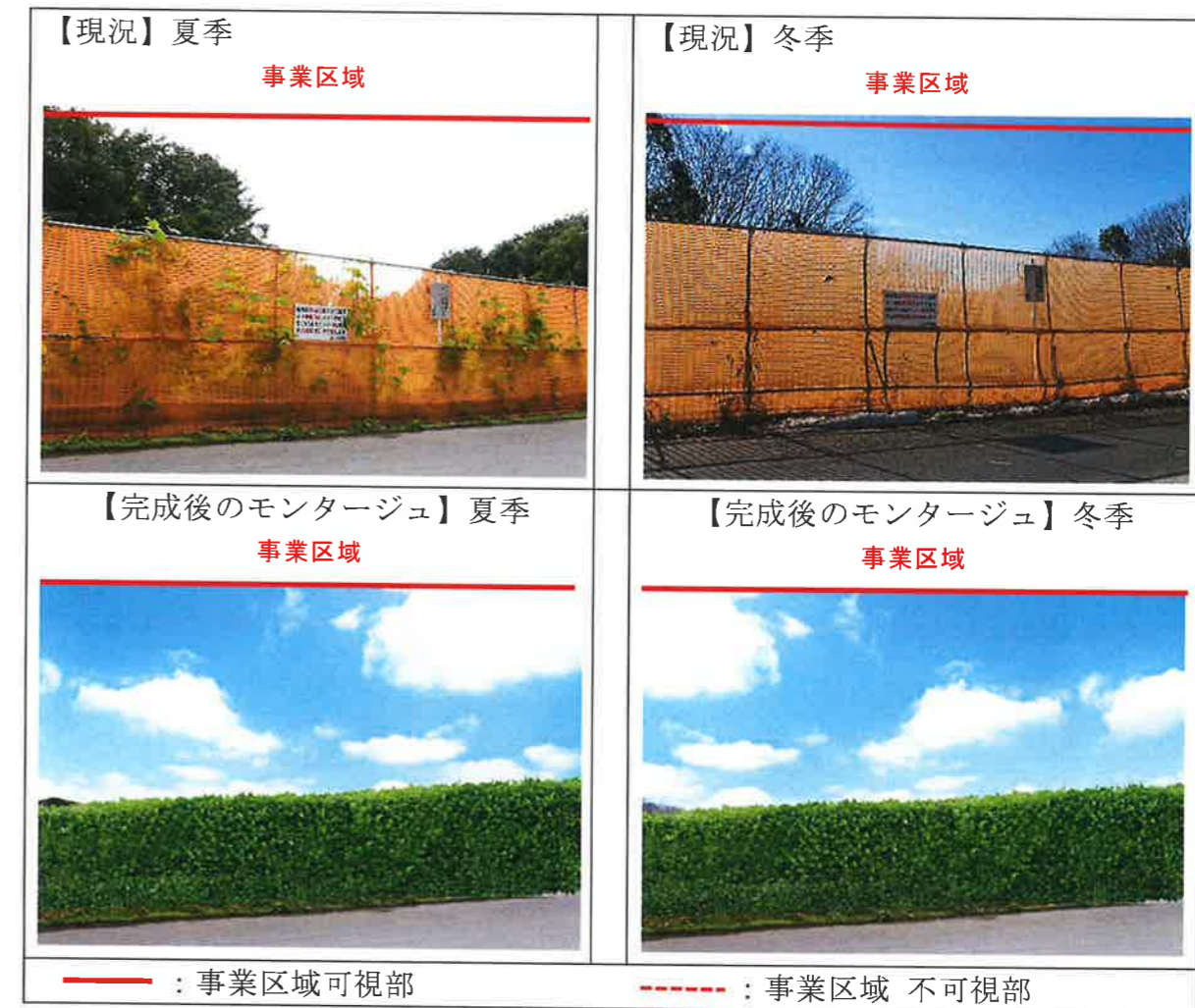


写真 2-2-6-5 地点⑤から事業区域への眺望

地点⑥：鎌水北交差点

地点⑥は、事業区域の南東方向、国道16号の鎌水北交差点の北西側角である。

この地点からは手前の樹林地に遮られ、また、尾根の稜線から奥が事業区域であることから、地形的にも、事業区域を眺めることができない。また、事業区域方向には常緑樹も多く、冬季でも見通しがきく状況とはなっていない。

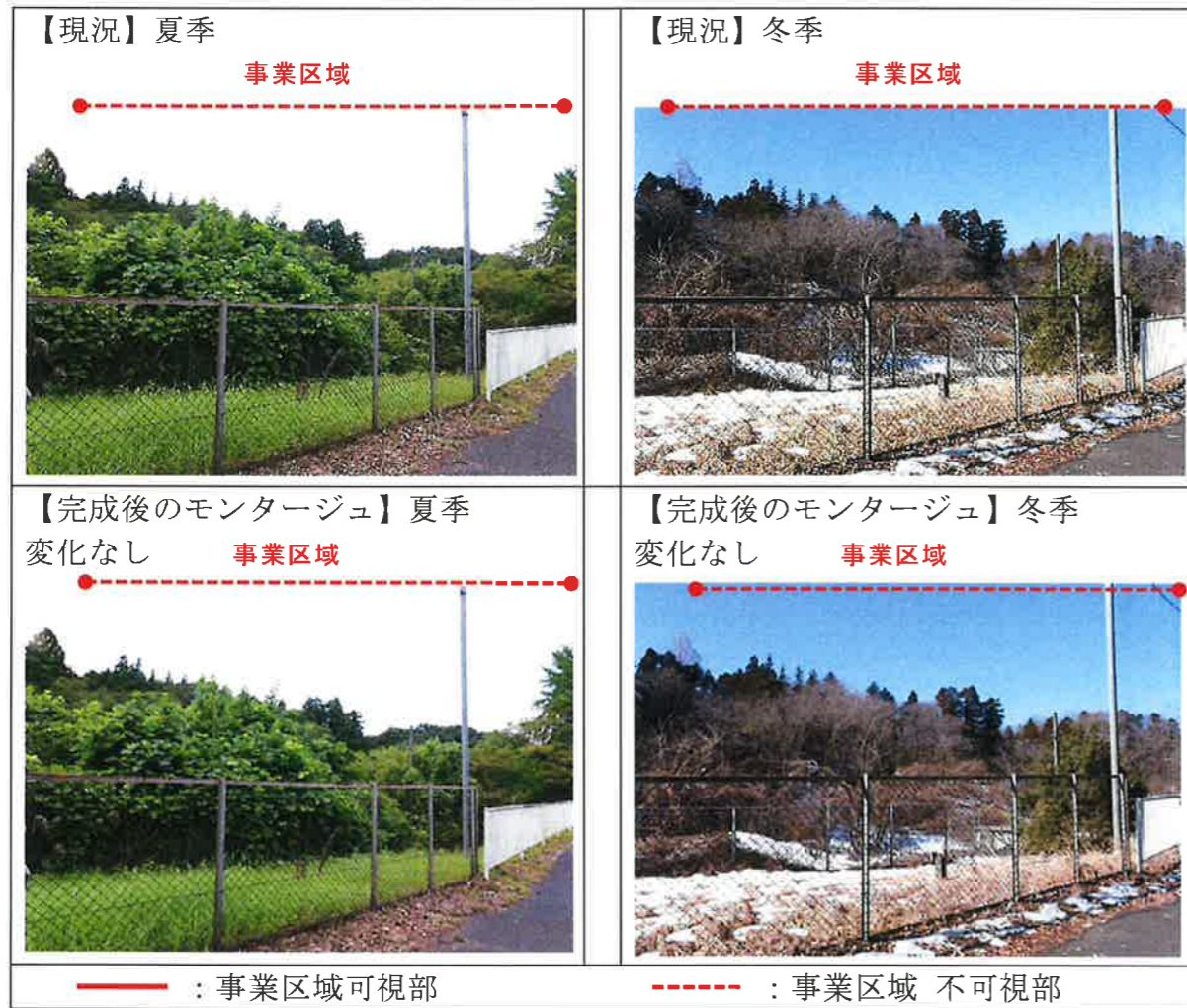


写真 2-2-6-6 地点⑥から事業区域への眺望

3) 法令等に基づく規定や基準

事業区域は、都市計画法の「第1種低層住居専用地域」に指定されているほかは、同法および東京都風致地区条例による風致地区の指定はない。また、自然公園法、東京都立自然公園条例に基づく自然公園等の景観の保全に係わる指定はない。

① 東京都景観条例による規制

良好な景観の形成に関して定められた「景観法」および「東京都景観条例」に基づく「東京都景観計画」によると、事業区域を含む町田～八王子～立川～武蔵村山一帯は、核都市広域連携ゾーンに区分されている。多摩地域は、丘陵地の豊かな緑を背景にした市街地の形成を方針とし、丘陵地における緑の保全、河川景観の維持と保全、核都市など新しい拠点における景観形成を方策として掲げている。

東京都景観条例では、東京の景観づくりを推進する上で、その基軸として重点的に取り組む必要がある地域を景観基本軸として定め、届出制度による景観形成を図っている。事業区域は、「丘陵地景観基本軸」に指定され、丘陵地の山裾からおおむね500mまでの周辺地域は、丘陵地と一体となって景観をつくり出す区域となっている。

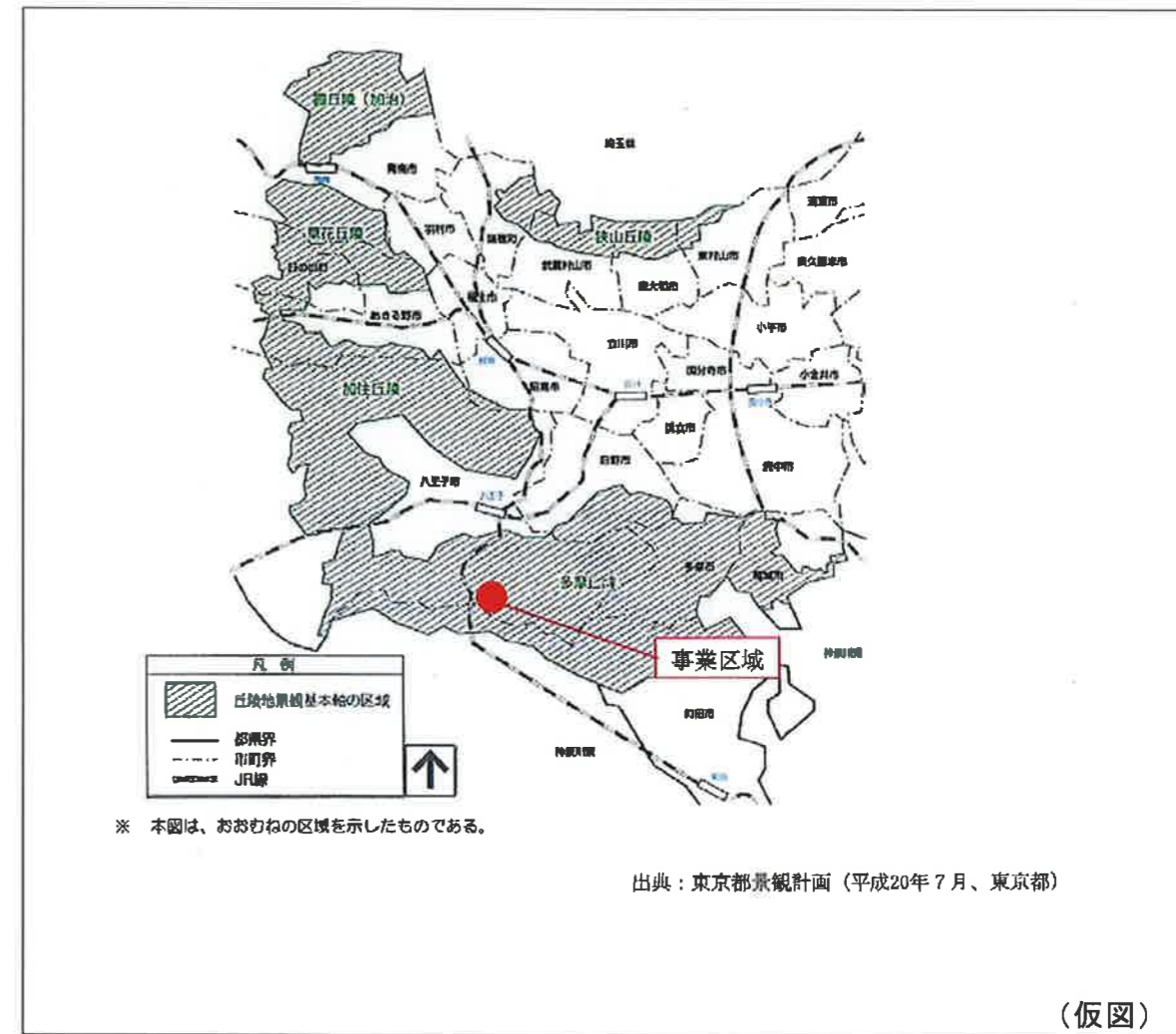


図 2-2-6-2 丘陵地景観基本軸の区域